

2022年9月20日

株式会社日本政策金融公庫

「令和4年台風第14号による災害に関する特別相談窓口」 の設置について

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、9月20日付で、このたびの災害により被害を受けた山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、および鹿児島県に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、「令和4年台風第14号による災害に関する特別相談窓口」を設置し、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました(国民生活事業および中小企業事業)(参考の1)。

また、農林漁業者等の皆さまに対しても、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、および鹿児島県において本災害により被害を受けられた方を対象とする窓口を設置し、ご相談を受け付けています(参考の2)。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

<事業者の皆さまのお問い合わせ先>

山口県	山口支店	国民生活事業	TEL : 0570-082035 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 083-922-2140
	下関支店	国民生活事業	TEL : 0570-082169 (ナビダイヤル)
		中小企業事業	TEL : 083-223-2251
岩国支店	国民生活事業	TEL : 0570-082727 (ナビダイヤル)	
徳山支店	国民生活事業	TEL : 0570-082201 (ナビダイヤル)	

高知県	高知支店	国民生活事業	TEL : 0570-088529 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 088-825-1091
		中小企業事業	TEL : 088-875-0281

福岡県	福岡支店	国民生活事業	TEL : 0570-089302 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 092-451-1780
		中小企業事業	TEL : 092-431-5296
	福岡西支店	国民生活事業	TEL : 0570-089806 (ナビダイヤル)
	北九州支店	国民生活事業	TEL : 0570-091236 (ナビダイヤル)
		中小企業事業	TEL : 093-531-9191
八幡支店	国民生活事業	TEL : 0570-092501 (ナビダイヤル)	
久留米支店	国民生活事業	TEL : 0570-092580 (ナビダイヤル)	

佐賀県	佐賀支店	国民生活事業	TEL : 0570-094616 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 0952-27-4120
		中小企業事業	TEL : 0952-24-7224

長崎県	長崎支店	国民生活事業	TEL : 0570-094696 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 095-824-6221
		中小企業事業	TEL : 095-823-6191
	佐世保支店	国民生活事業	TEL : 0570-095507 (ナビダイヤル)

熊本県	熊本支店	国民生活事業	TEL : 0570-097290 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 096-353-3104
		中小企業事業	TEL : 096-352-9155
	八代支店	国民生活事業	TEL : 0570-098446 (ナビダイヤル)

大分県	大分支店	国民生活事業	TEL : 0570-095575 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 097-532-8491
		中小企業事業	TEL : 097-532-4106
	別府支店	国民生活事業	TEL : 0570-095765 (ナビダイヤル)

宮崎県	宮崎支店	国民生活事業	TEL : 0570-098502 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 0985-29-6811
		中小企業事業	TEL : 0985-24-4214
	延岡支店	国民生活事業	TEL : 0570-098531 (ナビダイヤル)

鹿児島県	鹿児島支店	国民生活事業	TEL : 0570-098842 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 099-805-0511
		中小企業事業	TEL : 099-223-2221
	鹿屋支店	国民生活事業	TEL : 0570-098951 (ナビダイヤル)
	川内支店	国民生活事業	TEL : 0570-099616 (ナビダイヤル)

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融 資 限 度 額	3 千万円（※ 1）	1 億 5 千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	1 0 年以内（2 年以内）（※ 2）	

（※ 1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

（※ 2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間 15 年以内（うち据置期間 2 年以内）です。

（注）このたびの災害により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

	農林水産事業	
	農林漁業施設資金 （災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金 （災害）
適用できる制度		
資金の使いみち （※ 1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融 資 限 度 額	負担額の 80% 又は 1 施設あたり 300 万円（特認 1 施設あたり 600 万円（※ 2））のいずれか低い額	（一般） 600 万円 （特認（※ 3））年間経費等の 6 / 12 以内
融資期間（うち据置期間）	1 5 年以内（3 年以内）	1 5 年以内（3 年以内）

（※ 1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する災証明書等が必要となります。

（※ 2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※ 3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。